

大阪府新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保緊急支援事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 府は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる医療提供体制を整備するため、予算の定めるところにより、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床を確保する医療機関に対し、大阪府新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保緊急支援事業費補助金を交付するものとし、その交付については、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401第10号、発健0401第3号、発薬生0401第28号に定める交付要綱）、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年4月1日付け厚生労働省医政発0401第23号、健発0401第3号、薬生発0401第23号に定める実施要綱）及び大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 この補助金の対象施設及び病床は次のとおりとする。

(1) 対象施設

府の要請に基づき新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関

(2) 対象病床

新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保するものとして、府の要請に基づいて確保した病床及び新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために休床とした病床
ただし、休床とした病床については、稼働病床1床あたり2床まで
(ICU・HCU病床は1床あたり4床まで)

(補助の対象となる期間)

第3条 この補助金の対象となる期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(補助の対象となる経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、空床及び休床並びに消毒に係る経費とする。空床及び休床並びに消毒に係る対象経費については、次の表の第2欄に定める経費とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 重点医療機関である特定機能病院等 (1) 稼働病床の病床確保料の上限 ア ICU 1床あたり436,000円(305,000円)／日 イ HCU	病床確保に係る経費 委託料、補助及び交付金、病床確保料	10分の10

<p>1床当たり211,000円（148,000円）／日</p> <p>ウ 上記以外の病床</p> <p>1床当たり74,000円（52,000円）／日</p> <p>(2) 休止病床の病床確保料の上限</p> <p>ア ICU</p> <p>1床当たり436,000円（305,000円）／日</p> <p>イ HCU</p> <p>1床当たり211,000円（148,000円）／日</p> <p>ウ 療養病床</p> <p>1床当たり16,000円（11,000円）／日</p> <p>エ 上記以外の病床</p> <p>1床当たり74,000円（52,000円）／日</p> <p>2 重点医療機関である一般病院</p> <p>(1) 稼働病床の病床確保料の上限</p> <p>ア ICU</p> <p>1床当たり301,000円（211,000円）／日</p> <p>イ HCU</p> <p>1床当たり211,000円（148,000円）／日</p> <p>ウ 上記以外の病床</p> <p>1床当たり71,000円（50,000円）／日</p> <p>(2) 休止病床の病床確保料の上限</p> <p>ア ICU</p> <p>1床当たり301,000円（211,000円）／日</p> <p>イ HCU</p> <p>1床当たり211,000円（148,000円）／日</p> <p>ウ 療養病床</p> <p>1床当たり16,000円（11,000円）／日</p> <p>エ 上記以外の病床</p> <p>1床当たり71,000円（50,000円）／日</p> <p>3 協力医療機関</p> <p>(1) 稼働病床の病床確保料の上限</p> <p>ア ICU</p>		
--	--	--

<p>1床当たり301,000円(211,000円)／日</p> <p>イ HCU</p> <p>1床当たり211,000円(148,000円)／日</p> <p>ウ 上記以外の病床</p> <p>1床当たり52,000円(36,000円)／日</p> <p>(2) 休止病床の病床確保料の上限</p> <p>ア ICU</p> <p>1床当たり301,000円(211,000円)／日</p> <p>イ HCU</p> <p>1床当たり211,000円(148,000円)／日</p> <p>ウ 療養病床</p> <p>1床当たり16,000円(11,000円)／日</p> <p>エ 上記以外の病床</p> <p>1床当たり52,000円(36,000円)／日</p> <p>4 重点医療機関・協力医療機関以外の医療機関の稼働病床及び休止病床の病床確保料の上限</p> <p>(1) ICU</p> <p>1床当たり97,000円(68,000円)／日</p> <p>(2) 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床</p> <p>1床当たり41,000円(29,000円)／日</p> <p>(3) 上記以外の病床</p> <p>1床当たり16,000円(11,000円)／日</p> <p>※療養病床を稼働病床とする場合については、令和3年1月13日から一般病床とみなして、病床確保料の対象とすることができるものとする。ただし療養病床を休止病床とする場合の病床確保料の上限額は1床当たり16,000円(11,000円)／日とする。</p> <p>※1～4において、即応病床使用率(前3ヶ月間)が府平均の30%を超えて下回る医療機関については、カッコ内の金額とする。なお、病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の実情によりやむを得ないと府が判</p>		
---	--	--

断した場合は、この限りではない。 また、3の基準額については、令和4年10月1日以降は適用しない。		
1 消毒経費 知事が必要と認める額	消毒に係る経費 需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、委託料、補助及び交付金	10分の10

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次の（1）及び（2）により算定された額の合計金額とする。

（1）前条の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（2）（1）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、重点医療機関又は協力医療機関の指定を受けた医療機関のうち、当該指定を受ける前から重点医療機関又は協力医療機関としての要件を満たしていたと認められる医療機関については、令和4年4月1日に遡及して、府が認めた期間、重点医療機関又は協力医療機関として指定されたものとみなし、前条の表の第1欄に定める基準額を適用する。重点医療機関である一般病院が特定機能病院等としての要件を満たした場合も同様とする。

3 この補助金の交付決定を受けた後、前条に定める基準額と異なる基準額を適用して再び交付決定する場合は、再び行う交付決定に係る補助の対象となった期間において、前項までの規定により算定した額から、すでに交付を受けた補助金の額を差し引いて交付額を算定する。

(交付額の上限)

第5条の2 令和4年11月1日から令和5年3月31日までの間におけるこの補助金の交付については、前条の規定により算定した額が、次表の「診療収益の状況」欄の区分に応じて算定した「補助の上限となる額」を上回る場合は、次表の「補助の上限となる額」により交付額を算定する。ただし、「補助の上限となる額」が零を下回る場合は当該額を零とする。

診療収益の状況	補助の上限となる額
(1) 令和4年1月1日から12月31日までの診療収益（以下「令和4年診療収益」という。）が、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの診療収益（以下「令和元年診療収益」という。）に1.1を乗じて得た額以下の医療機関	「令和元年診療収益に1.1を乗じて得た額から令和4年診療収益を減じて得た額」から「令和4年4月1日から10月31日までの病床確保料」を減じて得た額 ただし、「令和元年診療収益に1.1を乗じて得た額か

	ら令和4年診療収益を減じて得た額」が、令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額を下回る場合は、「令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額」から「令和4年4月1日から10月31日までの病床確保料」を減じて得た額
(2) 令和4年診療収益が、令和元年診療収益に1.1を乗じて得た額以上の医療機関	「令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額」から「令和4年4月1日から10月31日までの病床確保料」を減じて得た額
(3) 医療機関の令和4年会計年度(令和4年6月30日から令和5年6月29日までの間に終了する会計年度に係る決算)の医業費用(以下「令和4年医業費用」という。)が、令和元年会計年度(令和元年6月30日から令和2年6月29日までの間に終了する会計年度に係る決算)の医業費用(以下「令和元年医業費用」という。)に1.2を乗じて得た額を上回る医療機関であって、令和4年医業費用を令和元年医業費用で除した値(以下「医業費用の増加率」という。)が診療収益の増加率(令和4年診療収益を令和元年診療収益で除した値)を超えた医療機関 ただし、他の補助金等の支給対象経費であり、実際に補助がなされた額は、当該医業費用から減ずるものとする。	「令和元年診療収益に医業費用の増加率を乗じて得た額から令和4年診療収益を減じて得た額」から「令和4年4月1日から10月31日までの病床確保料」を減じて得た額 ただし、「令和元年診療収益に医業費用の増加率を乗じて得た額から令和4年診療収益を減じて得た額」が、令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額を下回る場合は、「令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額」から「令和4年4月1日から10月31日までの病床確保料」を減じて得た額

2 前項の表の適用について、令和元年診療収益又は令和4年診療収益が、休診又は許可病床の増加等の特別な事情により例年と異なる水準の診療収益となる場合には、所要の調整を行う。

また、医療機関の新設等の理由により所要の調整を行ってもなお令和元年診療収益と令和4年診療収益とを適切に比較することができない場合は、前項の規定は適用しない。

3 第1項の規定に関わらず、この補助金の交付を受けた医療機関が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、第1項の規定は適用しない。

(1) 令和4年11月1日から令和5年3月31日までに運用した稼働病床の全てが、次のアからエまでのいずれかの診療科に属したとき

ア 周産期

イ 小児

ウ 透析

エ 精神

(2) 重点医療機関の指定を受けているとき（特定機能病院等に該当しない場合も含む。）又は次のア若しくはイの要件を満たしているとき

ア 病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者等用の病床確保を行っている（看護体制の1単位をもって病棟として取り扱う。）

イ 病棟の一部を暫定的に通常医療用病床として運用する場合は、新型コロナウイルス感染症患者等とその他一般患者に係る看護体制を別に確保し、独立した動線を確保している

(3) 令和4年11月1日から令和5年3月31日までの期間における平均の即応病床の運用率が50%以上のとき

(4) その他(2)に類する特段の事情があると知事が認めたとき

4 前項の(3)の即応病床の運用率の算定にあたっては、感染拡大期において、本府が新型コロナウイルス感染症患者等受入病床のフェーズを引き上げた際に、即応化してから最大2週間の期間内に限り、新たに即応化された即応病床について、算定対象から除外することができる。

また、周産期、小児、透析、精神の4診療科に属する稼働病床についても、算定対象から除外することができる。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条第1項による申請書（様式第1号）は、知事の定める日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、この補助金に関し、初めて交付を申請するとき又はすでに提出していた書類の内容に変更が生じたときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 様式第1-2号 要件確認申立書
- (2) 様式第1-3号 暴力団等審査情報
- (3) 様式第1-4号 口座振替依頼書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(経費等の内容変更等)

第7条 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費の減額を伴う事業内容の変更とする。

2 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書（様式第3号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 補助事業の内容の変更により交付決定の額を変更する必要がある場合は、前項の例によりすることができる。

4 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第8条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助事業者に対し報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に実地に立ち入り、運営の状況若しくは帳簿、書類その他補助事業に関係のある物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業者が地方公共団体以外の場合には、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(補助金交付の申請の取下げ)

第9条 この補助金の交付を申請した者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、知事が定める期日までに実績報告書(様式第2号)に関係書類を添付して提出することにより行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、必要があると認められるときは、規則第5条の規定による補助金の交付の決定後、その交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付できるものとする。

- 2 前項の規定による補助金の交付を受けようとするものは、知事が求めた場合は速やかに補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第12条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(補助金の返還等)

第13条 知事は、この補助金の交付を受けた補助事業者が、以下（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずることができる。

（1）補助金の交付決定にあたり、規則第6条第2項の規定により知事が附した条件を遵守しなかったとき

（2）補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき

（3）虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

2 規則第13条の規定による補助金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、規則第16条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（他の補助金等との重複の禁止）

第14条 この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

（その他）

第15条 特別の事情により第4条、第6条、第8条に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則（令和4年5月6日感支第1277号）

この要領は、令和4年5月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年1月5日感支第3750号）

この要領は、令和5年1月5日から施行し、令和4年10月1日から適用する。